

審査基準及び審査方法

令和7年度交通結節点連携路線バス実証運行業務委託に係る企画提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配分点
1 事業内容及び実施方法		60/100
運営管理	・ 本業務の進捗管理（準備から報告書作成まで）及び運行計画が具体的であるとともに、適正かつ効率的なものとなっているか。	15
安全性、効率性	・ 安全かつ効率的な配車計画、運行ルート等となっているか。 ・ バスの案内表示およびバス等の運行管理が十分か。	15
実現性	・ 運行計画（バス等の確保、運行ルート、乗降場での乗降計画、乗降地点別発着時刻等）が、JR杵築駅の特急列車のダイヤに接続されたもので、かつ無理がないか。	15
	・ 事故等による振替輸送の対応が具体的に想定されているか。	10
	・ 本事業における効果的な広報の提案がなされているか。	5
2 事業の効果		20/100
事業の波及効果	・ 事業の波及効果及び事業終了後も定期運行化に向けて事業実施の効果が見込まれるか。	15
	・ 事業実施の効果を測定するために、より効果的な業務報告の提案がなされているか。	5
3 事業実施主体の適格性		20/100
業務遂行	・ 関連機関との連携体制構築のためのネットワークを有しているか。	10
	・ 業務の遂行にあたり、遅滞なく遂行が可能な人員の確保がなされているか。	5
	・ 見積額が予算内であり、妥当なものか。	5

2 審査方法

(1) 審査

採点は、審査委員が提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価項目ごとの採点

採点は、提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）について、評価項目ごとに評価基準と配点に応じて実施する。

イ 企画提案点

評価項目ごとの採点を集計の上、各審査委員の合計点を算出し、その平均点を参加者の企画提案点

とする。

(2) 予備審査（参加者5名以上の場合のみ実施）

提案競技参加者が5名以上の場合、委員長は、審査会において予備審査を実施する。

予備審査は書面により実施し、審査は2（1）の手順に準じて行う。

3 その他

(1) 上記1及び2に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。

(2) 審査により、最優秀提案者として選定された者が、受託者の候補となり契約締結の協議を行う。

(3) 応募者が1者のみの場合、基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

(4) その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。